

徳島県告示第292号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和8年6月2日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 対象職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる全職種

2 試験科目

試験は、学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）について行う。

3 試験の免除

省令第46条の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

4 受験資格

法第30条第3項各号のいずれかに該当する者で法第28条第5項第2号又は第3号のいずれにも該当しないものとする。

5 試験期日

令和8年8月2日（日曜日）午前9時20分から

6 試験場所

徳島市南末広町23-64

徳島県立中央テクノスクール

7 受験手続

(1) 受験申請書及び添付書類（以下「受験申請書等」という。）

受験申請書（省令様式第11号）、履歴書、写真（申請前6か月以内に撮影した上半身、正面脱帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び長形3号の返信用封筒（表面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円に相当する額の切手を貼ったもの）並びに試験の免除を受けようとする者はそれを証する書面

(2) 受験申請書等の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業人材課

(3) 受験申請書等の提出期間

令和8年6月26日（金曜日）から同年7月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月10日までの消印があれば受け付ける。

(4) 受験手数料

学科試験	3,100円
------	--------

注

ア 受験手数料は、徳島県収入証紙を受験申請書に貼って納付すること（消印しないこと。）。

イ 受験手数料は、申請を取り下げ、又は受験しなかった場合でも返還しない。

(5) 受験票

受験申請書等を受理後、本人に送付する。

8 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

9 合格発表

令和8年8月18日（火曜日）の午後1時から徳島県ホームページにおいて合格者の受験番号を公表する。なお、同日、受験者への合否通知文書を郵便で発送する。

10 その他

(1) 受験手続等の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、徳島県経済産業部産業人材課において交付する。なお、受験案内及び受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、140円に相当する額の切手を貼った返信用封筒を同封の上、徳島県経済産業部産業人材課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問合せは、徳島県経済産業部産業人材課（電話088-621-2353）にすること。